

保管場所証明制度 説明資料	保管場所標章の廃止について	令和6年11月19日
		交通規制課

1 標章の廃止年月日

令和7年4月1日から自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が施行され、これに関連する改正法令も同日に施行されることとなった。

2 保管場所標章廃止の趣旨

(1) 保管場所標章の意義

駐車環境の深刻な悪化等を背景に、現場警察官等が自動車の保管場所の有無、位置等についての調査を迅速に行うことができるようにするとともに、自動車の保管場所の確保を外形的に第三者に明らかにすることにより、自動車の保有者に真正な保管場所の確保を心理的に動機付けることを目的としていた。

(2) 保管場所標章の廃止

保管場所情報に係るデータベースの整備により、保管場所標章によらずとも、現場警察官が簡便かつ迅速に照会できるようになっているほか、保管場所を確保しなければならないという意識は国民に十分に定着しているものと考えられること、保管場所標章の廃止により保管場所証明手続の全てをオンラインで完結することが可能となり、国民の利便性の向上が図られることなどから、保管場所標章を廃止することとなった。

3 改正の内容

(1) 保管場所標章の廃止に伴う関係規定の廃止等

旧保管場所法第6条（保管場所標章）及び第7条第2項（変更届出における保管場所標章の規定）、旧保管場所法施行規則第4条～第8条（標章の交付手続、様式、表示方法、再交付の規定）等の削除

(2) 罰則に関する規定の整備

法人の代表者等がその法人又は人の事務として、保管場所の変更届出や軽自動車の届出をしない等の違反行為を行った場合には、いわゆる両罰規定の対象として、その法人又は人に対しても同項の刑を科すこととした。

(3) 経過措置

旧規則の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、規則による様式によるものとみなすこととした（改正規則附則第2条第1項）。

旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとした（改正規則附則第2条第2項）。

4 標章廃止に伴う留意点

(1) 施行日の前後における標章交付の基準

ア 窓口での申請又は届出の場合

保管場所証明書の受取日又は保管場所の届出日が、令和7年3月31日までは標章を交付する。

（証明申請の場合、申請日ではなく証明書の受取日で判断）

イ OSSによる申請の場合

保管場所証明の通知日が3月31日まで、標章の交付手続が必要

（この場合、4月1日を経過しても標章交付手数料が納付されなければ、OSSの手続が進まなくなる）

なお、証明通知の通知日を申請者等の要望によって遅らせるなどの措置は講じない。(通常どおり審査を行い、証明通知を行う)

もしも、標章の交付を確実に不要としたい場合は、4月1日以降に申請を行う必要がある。

(2) 標章廃止後の標章の措置

4月1日以降、既に車両に貼付した標章を取り除くか否かは、車両の保有者の判断となり、標章の廃止後に交付した標章の処分についても、保有者に委ねる。

(3) 標章廃止後の申請書等の様式の変更について

令和7年4月1日以降、申請書及び届出書の様式が変更となる。(別添資料のとおり)

(4) 旧様式の申請書等について

当分の間は旧様式のもので使用できるとされており、宮城県警察においても当分の間は旧様式のもので継続して使用することとなる。

ア 保管場所証明申請

4月1日以降も当分の間は、保管場所証明申請書は旧様式の申請書を使用できるが、申請書の前2枚(1~2枚目)のみを使用し、後2枚(3~4枚目)は不要となる。

イ 保管場所届出書

4月1日以降も当分の間は、保管場所届出書は旧様式の届出書を使用するが、1枚目のみを使用し、後2枚(2~3枚目)は不要となる。

ウ 保管場所標章交付申請書等の措置

手続に不要となった、標章交付申請書(申請書3枚目、届出書2枚目)及び標章番号通知書(申請書4枚目、届出書3枚目)は、基本的に来庁者に返還する。

(5) 手数料

保管場所証明申請手数料 2,200円

保管場所届出手数料 無料

(標章交付手数料が不要となったため、手数料は上記の通りとなる)

申請書新様式

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>警察署長 殿</p> <p style="text-align: center;">〒 (-)</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: right;">電話</p> <p style="text-align: center;">ふりがな</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>			
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 印</p>			

軽自動車の届出には使用できません

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者	
<input type="checkbox"/>	自己単独所有
<input type="checkbox"/>	他人の土地
<input type="checkbox"/>	共有地

保管場所の状況	
保管可能台数	台
現在の保管台数	台
大型	台
普通	台
軽四	台

申請事由	
<input type="checkbox"/>	新規(初めて自動車を購入)
<input type="checkbox"/>	増車
<input type="checkbox"/>	代替(買替え)
<input type="checkbox"/>	変更(住所・所有者等)

代替・変更の場合	
(今までお持ちの自動車の登録番号又は車両番号)	
登録番号 又は 車両番号	

連絡先	
(電話番号)	

※ 自動車保管場所証明書の有効期間は証明の日から1か月です。

旧届出書
様式変更箇所

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書 (新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置			(変更前)	
※ 保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。				
年 月 日				
警察署長 殿				
〒 ()				
住所				
届出者				
ふりがな				
氏名				
() 局 番				

- 備考
- 1 法第5条、法第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7項第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 - (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)
 - 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者 <input type="checkbox"/> 自己単独所有 <input type="checkbox"/> 他人の土地 <input type="checkbox"/> 共有地	保管場所の状況 保管可能台数 台 現在の保管台数 台 大型 台 普通 台 軽四 台	申請事由 <input type="checkbox"/> 新規(初めて自動車を購入) <input type="checkbox"/> 増車 <input type="checkbox"/> 代替(買替え) <input type="checkbox"/> 変更(住所・所有者等)	代替・変更の場合 (今までお持ちの自動車の登録番号又は車両番号) 登録番号 又は 車両番号	連絡先 (電話番号)	
--	--	--	--	----------------------	--

届出書新様式

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書(新規・変更)				自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ		
			長さ	センチメートル	
			幅	センチメートル	
			高さ	センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置		(変更前)			
上記の事項について届出をします。					
警察署長 殿					
〒 ()					
住所					
届出者					
電話					
ふりがな					
氏名					

- 備考
- 1 法第5条、法第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7項第1項(第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 - (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
 - 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者
<input type="checkbox"/> 自己単独所有
<input type="checkbox"/> 他人の土地
<input type="checkbox"/> 共有地

保管場所の状況
保管可能台数 台
現在の保管台数 台
大型 台
普通 台
軽四 台

申請事由
<input type="checkbox"/> 新規(初めて自動車を購入)
<input type="checkbox"/> 増車
<input type="checkbox"/> 代替(買替え)
<input type="checkbox"/> 変更(住所・所有者等)

代替・変更の場合
(今までお持ちの自動車の登録番号又は車両番号)
登録番号 又は 車両番号

連絡先
(電話番号)

**旧申請書
様式変更箇所**

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※ 保管場所標章番号			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
警察署長 殿		年 月 日	
		〒 (-)	
		住所	
		申請者	
		ふりがな () 局 番	
		氏名	
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。			
令和 年 月 日			
			警察署長 印

軽自動車の届出には使用できません

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
- 2 (1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

保管場所の所有者	
<input type="checkbox"/>	自己単独所有
<input type="checkbox"/>	他人の土地
<input type="checkbox"/>	共有地

保管場所の状況	
保管可能台数	台
現在の保管台数	台
大型	台
普通	台
軽四	台

申請事由	
<input type="checkbox"/>	新規(初めて自動車を購入)
<input type="checkbox"/>	増車
<input type="checkbox"/>	代替(買替え)
<input type="checkbox"/>	変更(住所・所有者等)

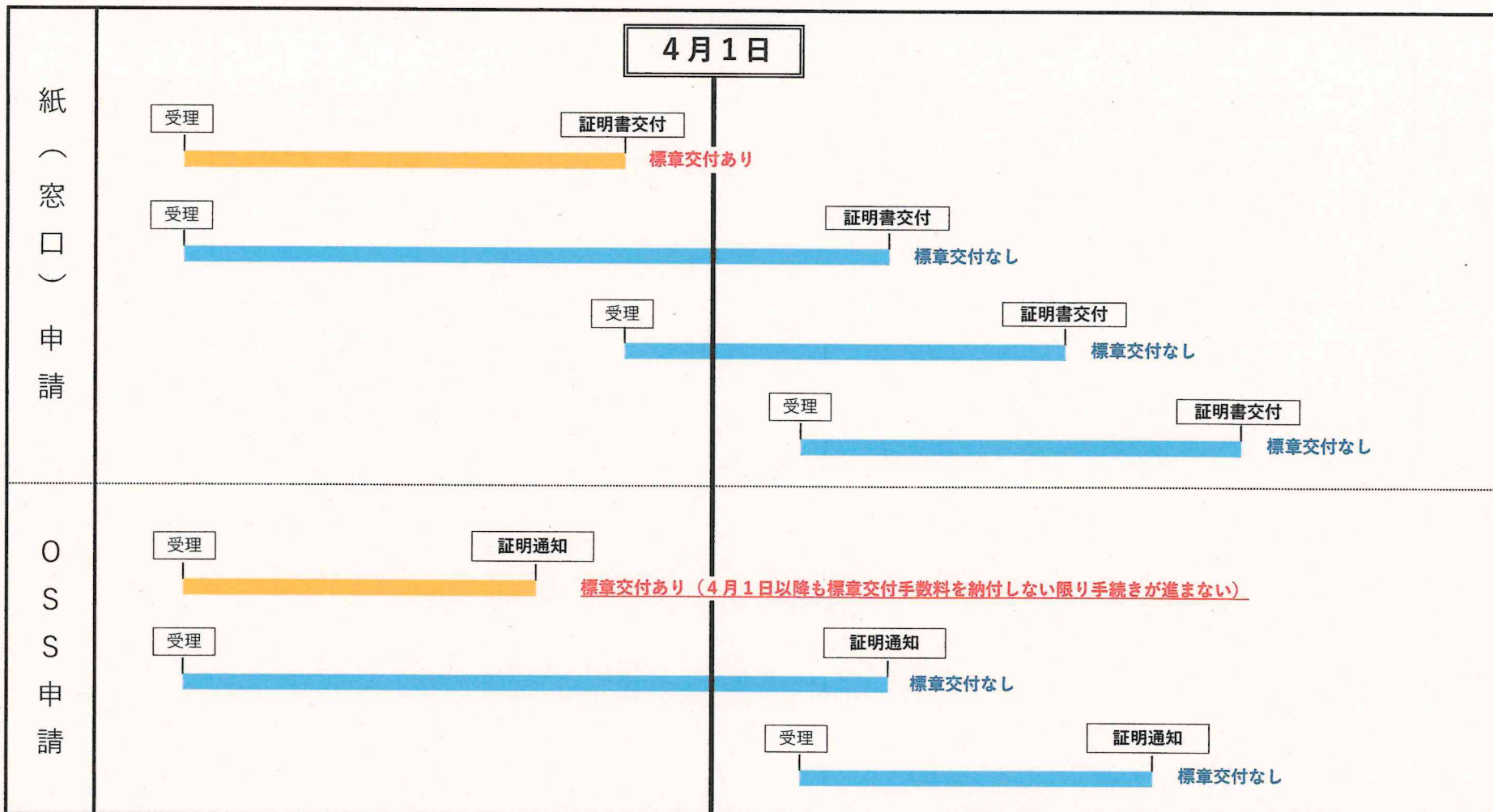
代替・変更の場合	
(今までお持ちの自動車の登録番号又は車両番号)	
登録番号 又は 車両番号	宮城111は1234

連絡先	
(電話番号)	
※ 自動車保管場所証明書の有効期間は証明の日から1か月です	

保管場所標章交付要否の判断

【保管場所法第6条で規定する、標章の交付時期】

- 紙（窓口）での保管場所証明申請 ~ 政令で定める書面（自動車保管場所証明書）を交付したとき
- O S S での保管場所証明申請 ~ 政令で定める通知（証明通知）を行ったとき
- 保管場所届出（変更届出を含む。） ~ 届出を受理したとき



※ 保管場所届出は受理日が4月1日より前かそれ以降かで判断